住宅用火災警報器のお陰で、家族（４人）の命が救われました！

令和元年 12 月に下呂市内の住宅で、充電中のパソコンのバッテリーから出火した火災がありました。その時の事を聞いたところ「少し発見が遅ければ家族皆が死んでいたと思います。住宅用火災警報器の大切さが本当に分かりました。この事を市民の皆様にも知って欲しいです。」と話してくださいました。実際に起きたお話をする事で、住宅用火災警報器の大切さを知っていただければと思います。

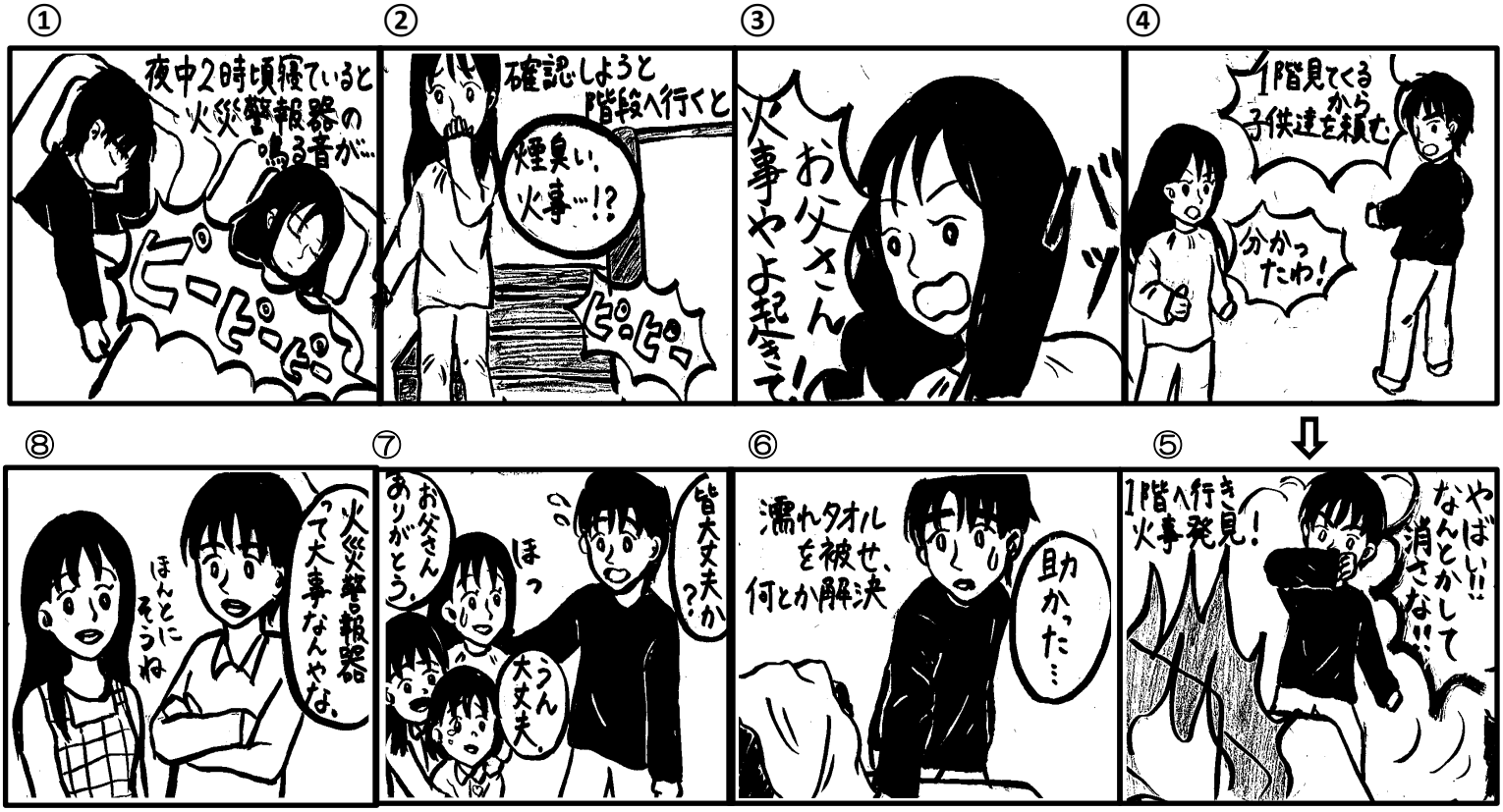

住宅用火災警報器を設置されていない方へ！

平成 23 年６月１日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されていますので、下図を参考に必ず設置してください。

感知器１個が感知すると全ての感知器が鳴る、「連動型」をおすすめします。

下記 QR コードからイラスト動画が視聴できます。是非ごらんください（約５分）

住宅用火災警報器を設置されている方へ！

住宅用火災警報器は、10 年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがありますので、本体の交換が望ましいとされています。住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」で確認してください。

住宅用火災警報器のご相談は、予防課☎25-6188　または、最寄りの消防署等までご連絡ください。

・中消防署☎25-4888・北消防署☎52-3519・小坂分署☎62-3536・南消防署☎34-0119